

芽室町告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第4項の規定に基づき、平成4年1月6日付けで収納代理金融機関に指定した金融機関について、その指定を解除したので同条第8項の規定に基づき告示する。

(1) 収納代理金融機関

- ア 収納代理金融機関の名称  
株式会社みずほ銀行
- イ 指定解除の日  
令和5年3月31日

令和4年4月1日

芽室町長 手島

